



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

171 平成30年度和歌山県電気工事士免状交付業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(危機管理・消防課)..... 1
172 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 3
173 指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課)..... 3
174 六箇井土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課)..... 4
175 急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)..... 4
176 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )..... 5
177 昭和60年和歌山県告示第778号(浄化槽法の規定による指定検査機関)の一部改正	(下水道課)..... 5
178 道路の位置の指定	(都市政策課)..... 5

## 告 示

### 和歌山県告示第171号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成30年度和歌山県電気工事士免状交付業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

平成30年度和歌山県電気工事士免状交付業務

##### (2) 契約期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成30年2月20日(火)現在において、次に掲げる要件のいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営している者又は経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生

法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 和歌山県内に本店を有する法人であること。
- (8) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けている者が属している者であること。
- (9) 電気工事士法第4条の3の自家用電気工作物の保安に関する講習その他これに類するものとして和歌山県が認めた講習を行っている者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）全税目

ク 役員等に関する調書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 誓約書

サ 2の（8）の第一種電気工事士免状の交付を受けている者が、当該法人に属していることが確認できる書類

シ サに該当する者に係る第一種電気工事士免状の写し（両面）

ス 2の（9）に該当する者であることが確認できる書類

- (2) 資格審査申請時点で、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイ、ウ及びカからクまでに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) （1）のア、イ、オ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成30年2月20日（火）から平成30年3月6日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年2月26日（月）午後5時30分までに和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

### 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成30年2月20日（火）から平成30年3月6日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては書留郵便で平成30年3月6日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

### 5 一般競争入札資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2263

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0116001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成30年3月12日（月）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

---

**和歌山県告示第172号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年3月8日まで縦覧に供する。

平成30年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年2月8日

2 名称

特定非営利活動法人フードバンク和歌山

3 代表者の氏名

古賀敬教

4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市湯川町財部778番地7号

5 定款に記載された目的

この法人は、企業、食料生産者、卸業者、小売業者、個人及び行政組織等から、消費するには十分に安全な規格外食料品等を提供していただき、社会福祉施設や助力を必要とする人たちに食料品等を提供している非営利活動団体、生活困窮者及びその人達に支援を行う行政やこども食堂等に対して、食料品等を配付するフードバンク活動を行うことにより、食品ロスが削減することになり資源の有効活用を促し、地域の福祉環境の向上や共に支え合う心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

---

**和歌山県告示第173号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3050100266	ハミング子ども教室	和歌山市口須佐86-15	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ADLサポートセンター・ハミング	和歌山市口須佐37-6	平成30.4.1
		和歌山市口須佐37-6	保育所等訪問支援			

**和歌山県告示第174号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成30年1月31日退任）

職名 氏 名 住 所  
 理事 中村有作 和歌山市楠本452番地

**和歌山県告示第175号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 宇立地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱9号から標柱11号までを順次結んだ線、標柱11号と既設標柱6号を結んだ線、既設標柱6号と既設標柱5号を結んだ線及び既設標柱5号と標柱9号を結んだ線によって囲まれた区域を平成8年和歌山県告示第388号で指定した宇立地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
9号	田辺市		鮎川	宇立	736番	
10号	〃		〃	〃	3881番1	
11号	〃		〃	〃	748番1	

2 田並（5）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から3号までを順次結んだ線、標柱3号と平成3年和歌山県告示第18号で指定した田並（4）急傾斜地崩壊危険区域（以下「田並（4）区域」という。）に係る既設標柱1号を結んだ線、田並（4）区域に係る既設標柱1号と田並（4）区域に係る既設標柱13号を結んだ線及び田並（4）区域に係る既設標柱13号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	串本町	田並	田ノ添	1297番	

2号	〃	〃	〃	〃	1301番	
3号	〃	〃	〃	〃	〃	

## 和歌山県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
那智山（104）（Ⅰ-80013）、那智山（105）（Ⅰ-80014）、那智山（106）（Ⅰ-80015）、那智山（107）（Ⅰ-80016）、那智山（101）（Ⅱ-80152）、那智山（102）（Ⅱ-80153）、那智山（103）（Ⅱ-80154）、那智山（108）（Ⅱ-80155）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第177号

昭和60年和歌山県告示第778号（浄化槽法の規定による指定検査機関の指定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文3備考2中「平成27年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成33年3月31日まで」に改める。

## 和歌山県告示第178号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3402	岩出市中黒字坂ノ上15番の一部、16番1の一部、水路	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 30.2.8	6.00 〃 6.09 6.00	97.56   22.34